

知っていますか？

特別障害者手当

精神や身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に対して、手当を支給します

支給要件

在宅の20歳以上の方で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（障害の程度は裏面をご参考ください。）

※ 障害年金との併給も可能です。ただし、3か月超の入院の場合、障害者支援施設（生活介護を受けている場合のみ）や特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合は対象外となります。施設については、有料老人ホームやグループホーム等支給の対象となる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給額

月額29,590円（令和7年度） ※毎年4月改正



所得制限

前年の所得が一定の額を超えるときは、手当は支給されません。

（参考）令和5年4月1日時点

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得額（※1）	受給資格者の配偶者及び扶養義務者の所得額（※1）
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000

※1 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得額等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

申請には、特別障害者手当用認定診断書の提出が必要です

ただし、以下に該当する方は、特別障害者手当用認定診断書の提出を省略できる場合があります。

- ① 療育手帳の障害の程度がⒶの1である方
- ② 身体障害者手帳2級以上または障害基礎年金1級に該当される方
(身体障害者手帳または障害基礎年金申請時に提出した診断書により、特別障害者手当の認定基準を満たすことがわかる場合のみ)

問い合わせ先

[詳細については、お問い合わせください。](#)

流山市役所

障害者支援課 電話 04-7150-6081 ファクス 04-7158-2727



市ホームページ

認定基準を満たす障害の程度

以下のいずれかに該当する方は、特別障害者手当を受給できる可能性があります。

■ 重度の障害が重複している方

- ・ 表1の各号のうち、2つ以上該当する方
- ・ 表1の各号のうち1つ以上該当しており、かつ、表2の各号のうち2つ以上該当する方

■ 肢体不自由である方

表1の第3号～第5号のうちいずれか1つ以上該当し、表3の日常生活動作評価表において合計10点以上となる方

※ 半身麻痺の場合は、障害の内容によって点数の計算方法が異なりますので、障害者支援課へご相談ください。

■ 精神に障害のある方

統合失調症や症状性を含む器質性精神障害、知的障害等の精神の障害があり、表4の日常生活能力判定表において合計14点以上となる方

表1

1	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの 又は 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 又は ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 又は 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害が有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表2

1	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの 又は 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 又は ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 又は 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したものの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表3

日常生活動作評価表	
動作	評価
タオルを絞る (水をきれる程度)	ひとりでできる…0点
座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりでできてもうまくできない…1点
立ち上がる	ひとりでは全くできない…2点
片足で立つ	5秒以内にできる…0点
階段の昇降	10秒以内にできる…1点
とじひもを結ぶ	10秒ではできない…2点
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる…0点
ワイシャツのボタンをとめる	1分以内にできる…1点
	1分ではできない…2点

表4

日常生活能力判定表			
動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
用便(月経)の始末			
衣服の着脱			
簡単な買物			
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話			
刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができ	不十分ながら守ることができる	守ることができない